

第4期定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況
連結持分変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2018年4月1日～2019年3月31日)

プレミアグループ株式会社

第4期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.premium-group.co.jp/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として1ヵ月に1回定時取締役会を実施し、必要に応じて随時に取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、社外取締役を含む取締役会の構成員により代表取締役の職務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。
 - b. 取締役会の決議により定めたコンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス上の課題・問題把握に努め、当社のコンプライアンス体制を推進します。また、コンプライアンス担当役員は、当社の行動基準等の周知徹底、コンプライアンスへの意識・関心の向上及び正しい知識の付与並びに取締役及び使用人の倫理意識を高めることを目的に、社内においてコンプライアンス研修を実施します。
 - c. 内部監査部門は取締役及び使用人による職務執行を監査し、法令・定款違反行為を未然に防止します。
 - d. 監査役は、「監査役監査基準」及び監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査します。
 - e. 当社は、取締役及び使用人が法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実について直接通報をすることができる手段として、「内部通報規程」に基づき、内部通報制度を運用します。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的記録（以下、「文書等」という。）に記載又は記録し、「文書管理規程」に基づき経営上重要な機密文書として保存し、管理します。
 - b. 前項の文書等について、取締役、監査役が必要に応じて閲覧できる状態に管理します。

- ③ 当社及び当社の子会社等（以下「当社グループ」という。）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社グループの経営目標達成の阻害要因となるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、「リスク管理規程」に基づき、取締役会の決議によりリスク管理担当役員を定め、リスク管理委員会を設置し、リスクの軽減及び損失の危険発生の未然防止等に積極的に取り組むものとしします。
 - b. 前項のリスクが顕在化した場合には、コーポレート統括部門が直ちに危機対応方針を定め、事実関係の調査、危機への対処、再発防止策の策定及び実施を行います。また、特に重大なリスクが顕在化した場面においては、代表取締役が対策委員会の設置を行うなど、弁護士等の社外専門家の助言を受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限にする体制を構築します。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会の決議に基づく職務執行については、社内規程等に基づき、その責任者及び権限等を定め、効率的かつ円滑な職務の執行が行われる体制を構築します。
 - b. 適切かつ迅速な意思決定を可能とするために情報システムを整備します。
 - c. 原則として1ヵ月に1回の定時取締役会のほか、必要に応じて随時に取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時かつ適切に行います。これにより、その担当職務の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図ります。
 - d. 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を招聘します。
 - e. 中期経営計画及び各年度予算を策定し、代表取締役以下の取締役は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会においてその進捗、実績報告を行います。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、「関係会社管理規程」を制定し、当該規程に基づいて子会社等の経営管理全般を所管する部門を設置し、子会社等の事業運営に関する重要な事項について子会社等から報告を受け、協議を行い、子会社等の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に係る

指導及び支援を行います。

- b. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社等の事業運営、リスク管理、コンプライアンス等の経営上の重要事項については、当社の承認又は当社への報告を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への附議を行うものとし、業務の適正性及び効率性を確保する体制を構築します。
 - c. 当社の内部監査部門は、子会社等の業務の適正性について監査を行い、法令・定款違反行為を未然に防止します。
 - d. 当社の監査役は、連結経営の視点を踏まえ、往査を含めた子会社の監査を行います。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役が必要とした場合、代表取締役は監査役の職務を補助する使用人を選任します。
 - b. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価等については、監査役が同意権をもつものとし、取締役と監査役が意見交換を行い決定します。
 - c. 監査役から監査役の職務を補助することの要請を受けた使用人は、その要請に関して取締役の指揮命令を受けないものとします。
- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 当社の取締役及び使用人は、当社に対して著しい損害を及ぼす事実、経営及び内部監査に関連する重要な事実、重大な法令・定款違反、その他取締役又は使用人が重要と判断する事実が発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告するものとします。また、前述に関わらず当社の監査役は、必要に応じて当社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。なお、「内部通報規程」に基づき、上記報告者は当該報告の実施を理由として不当な取扱いを受けないものとします。

- b. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとします。
 - c. 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供するものとします。
 - d. 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社グループに対して著しい損害を及ぼす事実、経営及び内部監査に関連する重要な事実、重大な法令・定款違反、その他当社の子会社の取締役、監査役又は使用人が重要と判断する事実が発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告するものとします。また、前述に関わらず当社の監査役は、必要に応じて当社の子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。なお、「内部通報規程」に基づき、上記報告者は当該報告の実施を理由として不当な取扱いを受けることがないものとします。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認められる重要な会議に出席します。
 - b. 監査役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るために定期的な意見交換を実施します。監査役は、調査を必要とする場合には、内部監査部門等に協力・補助を要請して、監査が効率的に行われる体制を構築します。
 - c. 監査役は、原則として1カ月に1回開催する定時監査役会に出席するほか、必要に応じて随時に監査役会を開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。
 - d. 監査役は、監査の実効性を確保するため、必要に応じて内部監査部門のほか、監査法人及び弁護士等の社外専門家を活用することができるものとします。
 - e. 監査役は、調査を必要とする場合には、内部監査部門等に協力・補助を要請し、監査が効率的に行われる体制を構築します。
 - f. 監査役がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めた場合には、当社はこれに応じます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行に関する事項

当該事業年度においては、取締役会を21回開催し、取締役と監査役の出席のもと、決裁基準に基づく個別議案の決議のほか、経営上の重要事項（投資・資本政策等）について議論及び決議を行っております。

また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から必要事項の報告を受け、当社グループの経営上の重要事項については、当社の取締役会において議論及び決議を行っております。

② コンプライアンスに関する事項

コンプライアンスに関する知識や意識向上のため、「コンプライアンス規程」に基づき、社外役員を含めた全役職員が法令及び社内規程等、法令遵守に必要な知識等を習得できるよう、コンプライアンス研修を実施しております。

また、当社グループのコンプライアンス違反行為について役職員が直接通報を行える内部通報制度を整備しております。

③ リスクマネジメントに関する事項

当該事業年度においては、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を5回開催し、当社グループの重点リスクについて対策協議を行っております。

また、「突発的危機対応規程」を改訂し、当社グループに損害を与える可能性のある緊急事態が発生した際の危機対応方針の決定、情報連携及び対処等を含む包括的な危機対応体制の整備を実施いたしました。

④ 監査体制に関する事項

当該事業年度においては、当社グループの各管理・企画・営業・事務部門、営業所等に対し、業務執行の適正性や法令等の適合性に関する内部監査を94回実施いたしました。

また、当社の常勤監査役は、取締役会をはじめとした重要な会議に出席し、適宜発言を行っております。このほか、常勤監査役が重要な契約書及び稟議申請等を閲覧し、当社グループが行う業務の適正性について、適宜確認を行っております。

連結持分変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					新株予約権	持分法による他の利益
当連結会計年度期首残高	115,424	3,015,170	-	2,470,246	26,439	82,731
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	△ 1,164,989	-	-
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	115,424	3,015,170	-	1,305,256	26,439	82,731
当期包括利益						
当期利益	-	-	-	1,345,550	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	-	40,030
当期包括利益合計	-	-	-	1,345,550	-	40,030
所有者との取引額等						
新株の発行	109,350	169,635	-	-	△ 60,285	-
自己株式の取得	-	-	△ 590	-	-	-
資本剰余金の配当	-	△ 772,648	-	-	-	-
子会社の設立に伴う払込	-	-	-	-	-	-
非支配持分との資本取引	-	-	-	-	-	-
株式に基づく報酬取引	2,018	-	-	-	43,077	-
所有者との取引額等合計	111,368	△ 603,013	△ 590	-	△ 17,208	-
当連結会計年度末残高	226,792	2,412,157	△ 590	2,650,806	9,231	122,762

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資 本 合 計
	その 他 の 資 本 の 構 成 要 素		親会社の所有者に 帰属する持分合計		
	在外営業活動体の 換算差額	その他の資本の 構成要素合計			
当連結会計年度期首残高	425	109,595	5,710,435	5,407	5,715,842
会計方針の変更による累積 的影響額	-	-	△ 1,164,989	-	△ 1,164,989
会計方針の変更を 反映した当連結会計 年度期首残高	425	109,595	4,545,445	5,407	4,550,853
当 期 包 括 利 益					
当 期 利 益	-	-	1,345,550	△ 8,977	1,336,573
その 他 の 包 括 利 益	131	40,162	40,162	137	40,298
当 期 包 括 利 益 合 計	131	40,162	1,385,711	△ 8,840	1,376,871
所有者との取引額等					
新 株 の 発 行	-	△ 60,285	218,700	-	218,700
自 己 株 式 の 取 得	-	-	△ 590	-	△ 590
資 本 剰 余 金 の 配 当	-	-	△ 772,648	-	△ 772,648
子会社の設立に伴う払込	-	-	-	6,600	6,600
非支配持分との資本取引	-	-	-	50,199	50,199
株式に基づく報酬取引	-	43,077	45,095	-	45,095
所有者との取引額等合計	-	△ 17,208	△ 509,443	56,799	△ 452,644
当連結会計年度末残高	557	132,549	5,421,714	53,366	5,475,080

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下IFRS）に準拠して作成しております。ただし、同項後段の規定に準拠して、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結子会社の数及び名称

連結子会社の状況

- | | |
|-----------|---|
| ・連結子会社の数 | 6社 |
| ・連結子会社の名称 | プレミアムファイナンシャルサービス株式会社
P A S 株式会社
PFS(Thailand) Co., Ltd.
P L S 株式会社
プレミアムシステムサービス株式会社
株式会社ソフトプランナー |

プレミアリース株式会社は2018年6月28日付で、P L S 株式会社に商号変更しております。

プレミアムシステムサービス株式会社については、当連結会計年度において新たに設立され、当社が株式を取得したことにより、子会社に該当することとなったため、連結子会社に含めることといたしました。

また、株式会社ソフトプランナーについては、当連結会計年度において、当社が株式を取得したことにより、子会社に該当することとなったため、当連結会計年度から連結子会社に含めることといたしました。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- | | |
|----------------|---|
| ・持分法適用関連会社等の数 | 4社 |
| ・持分法適用関連会社等の名称 | Eastern Commercial Leasing p.l.c.
Eastern Premium Services Co., Ltd.
C I F U T 株式会社
PT Premium Garansi Indonesia |

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

金融商品

IFRS第9号の適用

IFRS第9号「金融商品」が当連結会計年度の期首より強制適用となり、金融商品の分類・測定及び償却原価で測定する金融商品の減損に関する規定が新規適用されております。

これに伴い、当社グループは金融商品の会計処理について以下の会計方針を採用しております。なお、適用開始時の累積的影響額は、当連結会計年度の利益剰余金の期首残高の修正として認識しております。

1. 認識

当社グループは、金融資産及び金融負債について、金融商品の契約条項の当事者となる時点で認識しております。

2. 分類・測定

(a) 非デリバティブ金融資産

金融資産はその性質と保有目的により i) 償却原価で測定する金融資産、ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品、iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品、iv) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されます。

i) 償却原価で測定する金融資産

以下の条件が共に満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、金融資産の取得に直接起因する取引コストも含めた公正価値で当初認識しております。当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。実効金利法による利息収益及び認識を中止した場合の利得又は損失は、純損益に認識しております。

ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

以下の条件が共に満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に分類しております。

- ・当該金融資産が契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は、金融資産の取得に直接起因する取引コストも含めた公正価値で当初認識し、当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動はその他の包括利益に含めて認識しております。投資を処分した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合に、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額をその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行った資本性金融商品については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に分類しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、金融資産の取得に直接起因する取引コストも含めた公正価値で当初認識し、当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動はその他の包括利益に含めて認識しております。投資を処分した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合に、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額をその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

iv) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品、及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、公正価値の変動額を純損益に認識しております。

(b) 非デリバティブ金融負債

当社グループは非デリバティブ金融負債を公正価値（金融資産の取得に直接起因する取引コストを控除後）で当初認識しております。売買目的で保有する非デリバティブ金融負債は、当初認識後公正価値で測定し、その変動については純損益として認識しております。売買目的以外で保有する非デリバティブ金融負債については、当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

金融保証契約

金融保証契約とは、負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないために保証契約保有者に発生する損失を契約発行者がその保有者に対し補填することを要求する契約です。

これら金融保証契約は当初契約時点において、公正価値により測定しております。当該負債は当初認識後、金融保証契約期間に亘り、規則的な方法により償却し、純損益として認識しております。当初認識後は、IFRS第9号に従って算定した貸倒引当金の金額と将来受取保証料総額の未償却残高のうち、いずれが高い方で測定しております。

(c) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

デリバティブは、デリバティブ取引が締結された日の公正価値で当初認識しています。当初認識後は、期末日の公正価値で測定しています。デリバティブの公正価値の変動額は、直ちに純損益で認識しています。デリバティブ金融資産は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、デリバティブ金融負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債にそれぞれ分類しています。

IFRS第9号の適用に伴う測定区分の変更による影響はありません。

3. 金融資産及び金融負債の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は当該金融資産の所有にかかるリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。また当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

4. 相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

5. 償却原価で測定する金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、四半期末及び期末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12カ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。契約上の支払期日より30日超の経過があった場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしております。

信用リスクの著しい増大があった場合及び信用が毀損している購入または自社組成金融資産には、当該金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じうる債権不履行から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）に等しい金額で測定しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと判断しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない売上債権等については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

また、一定の日数が経過した延滞した金融資産のうち債務者の重大な財政的困難等により金融資産の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しています。

金融資産の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額

- ・貨幣の時間価値

- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当初測定に係る金額は、純損益に認識しております。また、連結決算日現在で認識が要求される貸倒引当金の金額に修正するために必要となる予想信用損失（又は戻入）の金額を、減損利得又は減損損失として純損益に認識しております。

当社グループは、償却原価で測定される金融資産について、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価し、12カ月または全期間の予想信用損失を見積っております。予想信用損失の見積りは、債務不履行の可能性、発生損失額に関する将来の予測や、割引率等、多くの仮定、見積りのもとに実施されており、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって、減損損失額に重要な変動を与えるリスクがあります。

IFRS第9号の適用により、従前の会計基準を適用した場合と比較し、期首時点で金融債権が1,353,221千円、その他の資産が89,650千円、利益剰余金が1,164,989千円減少し、繰延税金資産が519,909千円、金融保証契約が242,026千円増加しております。

また、従前の会計基準を適用した場合と比較し、当連結会計年度における税引前利益が363,414千円、当期利益が252,137千円減少しております。

収益

IFRS第15号の適用

当社グループは当連結会計年度よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。当該基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

IFRS第15号の適用に伴い、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。（営業収益及びその他の金融収益に含まれるIFRS第9号に基づく利息及び配当収益、営業収益に含まれるIFRS第4号に基づく保険収益等を除く）

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、クレジットにかかるサービスを提供しており、同サービス提供のうち、事務手数料等のその他手数料売上については事務手続実施時に履行義務が充足されると判断していることから、主として手続が実施された一時点において収益を認識しております。

また、ソフトウェアの整備、アップデートサービスの提供については、契約期間にわたって履行義務が充足されると判断していることから、契約期間にわたって収益を認識しております。

IFRS第15号の適用が、当社グループの連結計算書類に与える影響は軽微であります。

フランティ収益

フランティ収益は、保証期間に対応する保証料として契約時に一括で収受した額を前受収益として負債に繰り延べるとともに、保証期間の経過に伴い収益に計上しております。負債の十分性テストに関しては、将来発生する修理代等の割引前キャッシュアウトフローと繰り述べた前受収益の額を比較しています。負債が十分ではないことが判明した場合には不足額の全額を費用として認識しています。

有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示されます。

減価償却費は、資産の残存価額控除後の取得原価を償却するために、定額法により耐用年数にわたって認識されます。ファイナンス・リース資産は自社保有資産と同様に、予想耐用年数にわたって減価償却されます。しかしながら、リース期間満了までの間に所有権が移転する合理的な確実性がない場合には、資産はリース期間と耐用年

数のいずれか短い期間で減価償却されます。

主要な有形固定資産の当連結会計年度における見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物附属設備 5～18年
- ・器具備品 3～20年
- ・車両（リース） 5年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各報告期間の末日に見直され、見積りの変更による影響は将来に向かって会計処理されます。

処分時又は、継続した資産の使用から将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、有形固定資産項目の認識を中止します。有形固定資産の処分又は除却から生じる利得又は損失は、売却収入と帳簿価額との間の差額として算定され、純損益で認識されます。

のれん及び無形資産

1. のれん

事業の取得から生じるのれんは、事業の取得日に計上された取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

減損テストの目的のため、のれんは企業結合によるシナジーを享受できると見込まれる当社グループの各資金生成単位（又は、資金生成単位のグループ）に配分されます。

のれんが配分された資金生成単位については、毎年、又はその生成単位に減損の兆候がある場合はより頻繁に減損テストを行います。当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を、まず当資金生成単位に配分されたのれんに配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合で各資産に配分します。のれんの減損損失は、純損益に直接認識され、以後の期間に戻入れません。

2. 無形資産

無形資産の測定には、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

企業結合で取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示されます。償却費は、見積耐用年数にわたって定額法で計上されます。

耐用年数を確定できる主要な無形資産の当連結会計年度における見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5～10年
- ・契約関連資産 20年

見積耐用年数及び償却方法は、各報告期間の末日に見直され、見積りの変更による影響は将来に向かって会計処理されます。

耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示されます。

処分時点、又は使用（又は処分）による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、無形資産の認識を中止します。無形資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分収入と資産の帳簿価額との間の差額として算定され、認識の中止時点で純損益に認識されます。

非金融資産の減損

当社グループは、各報告期間の末日ごとに、有形固定資産及び無形資産が減損損失にさらされている兆候の有無を判定するために、有形固定資産及び無形資産の帳簿価額をレビューしております。減損の兆候がある場合には、減損損失の程度を算定するために、回収可能価額の見積りを行います。個別資産の回収可能価額を見積ることができない場合には、当社グループは、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積ります。合理的かつ首尾一貫した基礎で配分できる場合には、全社資産も個々の資金生成単位に配分され、そうでない場合には、これらは合理的で首尾一貫した配分基礎を識別し得る最小の資金生成単位に配分されます。

耐用年数が確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産については、少なくとも毎年、さらには減損の兆候がある場合にはいつでも減損テストを実施しております。

回収可能価額は、処分コスト控除後公正価値に基づき算定しています。処分コスト控除後公正価値は、マルチプル法に基づく手法として、翌期の事業計画に基づくEBITDA、及び、EV/EBITDA倍率を用いて算定しています。資金生成単位に関するEV/EBITDA倍率は、当該資金生成単位と類似した特性を示す日本国内の事業に関する公表データによるものであります。

資産（又は資金生成単位）の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産（又は資金生成単位）の帳簿価額は、回収可能価額まで減額されます。

減損損失を事後に戻入れる場合、当該資産（又は資金生成単位）の帳簿価額は、当該資産（又は資金生成単位）について、過年度において減損損失が認識されなかったとした場合の帳簿価額を超えない範囲で、改訂後の見積回収可能価額まで増額します。

従業員給付

1. 確定拠出年金制度

当社及び一部の子会社では、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出額は、従業員がサービスを提供した期間に、純損益として認識しております。

2. 短期及びその他の長期従業員給付

短期従業員給付に関して認識する負債は、関連する勤務と交換に支払うと見込まれる給付の割引かない金額で測定します。

その他の長期従業員給付に関して認識する負債は、報告日までに従業員が提供する関連する勤務について、当社グループが支払うと見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値で測定します。

引当金の計上基準

資産除去債務

賃借事務所の建物付属設備等に対する原状回復義務に備え、類似物件の実績額及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別具体的に勘案して資産除去債務を見積り、認識・測定しております。計算に用いる割引率はリスクフリーレートを使用しております。

将来において経済的便益の流出が予想される時期は、主に各連結会計年度末日より1年を経過した後の時期であります。

これら原状回復にかかる費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅲ 連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

金融債権	7,042,650 千円
その他	32,905 千円

(2) 担保に係る債務

借入金	6,393,694 千円
-----	--------------

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

金融債権	443,199 千円
------	------------

3. 固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産	150,469 千円
無形資産	781,937 千円
リース資産	254,737 千円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座借越契約及びコミットメントライン契約並びにシンジケーション方式によるコミットメントラインを締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額及びコミットメントライン契約の総額	12,500,000 千円
借入実行残高	2,152,060 千円
差引額	10,347,940 千円

5. 保証債務

ローン保証に対する保証債務	222,355,100 千円
関連会社の長期借入金に対する保証債務	767,800 千円

Ⅳ 連結損益計算書に関する注記

持分法による投資利益

持分法投資先の期間損益取込	128,508 千円
持分法投資先における会計方針の変更による影響	△80,000 千円
合計	48,508 千円

Ⅴ 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	6,600,750 株
うち自己株式	151 株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度における配当の支払いは下記の通りです。

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月6日 取締役会	普通株式	資本剰余金	515,100	85.00	2018年3月31日	2018年6月8日
2018年11月14日 取締役会	普通株式	資本剰余金	257,548	42.50	2018年9月30日	2018年11月30日

2018年6月6日決議の配当における純資産減少割合…0.196

2018年11月14日決議の配当における純資産減少割合…0.122

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月31日 取締役会	普通株式	利益剰余金	280,525	42.50	2019年3月31日	2019年6月11日

(注) 当社は、2018年12月17日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記の普通株式及び1株当たり配当額につきましては、当該分割前の株式数で算出しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

140,600株

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主な事業サービスとして、「クレジット事業」「ワランティ事業」「整備事業」「その他事業」を行っております。これらの事業を行うため、借入金のほか債権流動化による直接金融によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に個人に対する「クレジット事業」の割賦売掛金であり、顧客の約束不履行や加盟店の倒産などによる信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、クレジットポリシー及び当社グループの信用リスクに関する諸規程を整備し、これらに従って、個別契約単位での割賦売掛金に対する与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、問題債権への対応や、加盟店に対する初期・途上管理の対応など、総合的な与信管理に関する体制を構築、整備し運営しております。

これらの与信管理に関する体制は、信用リスク管理統括部門が統括しており、その運用の状況についてはグループ執行役員会議等へ定期的な報告等を行っております。

2. 金融商品の公正価値に関する事項

(1) 公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。

なお、公正価値の測定に用いられる公正価値の階層（公正価値ヒエラルキー）の定義は次のとおりであります。

レベル1 - 同一の資産又は負債に関する活発な市場における無修正の相場価格

レベル2 - 資産又は負債に関する直接又は間接に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いて算定された公正価値

レベル3 - 資産又は負債に関する観察可能でないインプットを用いて算定された公正価値

区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定の重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定されます。

当社グループは、資産及び負債のレベル間の振替は、振替のあった報告期間の期末日で認識しております。

① 現金及び現金同等物

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しており、レベル2に分類しております。

② 金融債権、その他の金融資産（デリバティブ資産除く）、その他の金融負債（デリバティブ負債除く）

満期までの期間が短期であるものは、帳簿価額は公正価値に近似しております。

また、満期までの期間が長期であるものは、取引先もしくは当社グループの信用力を反映した割引率を用いて、将来キャッシュ・フローを割引く方法等により見積っているため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

経常的に公正価値測定を行う金融資産及び金融負債は保有しておりません。

経常的に公正価値測定を行う金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債についてはレベル2に分類しております。

③ デリバティブ資産、デリバティブ負債

デリバティブ資産及びデリバティブ負債については、評価の内容に応じてレベル1又はレベル2に分類しております。

(2) 帳簿価額及び公正価値

金融資産及び金融負債の公正価値は連結財政状態計算書における帳簿価額に近似しているため記載を省略しております。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	410円70銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	109円66銭

当社は、2018年12月17日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

Ⅷ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			自 己 株 式	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰 余金	繰越利益 剰余金			利益剰余金合計
当 期 首 残 高	115,424	77,924	2,937,500	3,015,424	-	△581,038	△581,038	2,549,809	2,549,809	
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
新 株 の 発 行	212,901	212,901	-	212,901	-	-	-	425,802	425,802	
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△589	-	-	△589	△589	
資 本 剰 余 金 の 配 当	-	-	△772,648	△772,648	-	-	-	△772,648	△772,648	
株 式 に 基 づ く 報 酬 取 引	109,350	109,350	-	109,350	-	-	-	218,700	218,700	
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	2,050,854	2,050,854	2,050,854	2,050,854	
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	322,251	322,251	△772,648	△450,397	△589	2,050,854	2,050,854	1,922,119	1,922,119	
当 期 末 残 高	437,675	400,175	2,164,851	2,565,026	△589	1,469,815	1,469,815	4,471,927	4,471,927	

(その他資本剰余金の内訳)

資本等減少差益 当期末残高 2,164,851 千円

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額

短期金銭債権	223,418 千円
短期金銭債務	6,995 千円

2. 保証債務

関連会社の長期借入金に対する保証債務	523,500 千円
--------------------	------------

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 3,077,515 千円

営業費用

出向負担金（注） △1,742,438 千円

その他立替経費（注） △51,334 千円

地代家賃 48,600 千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息 874 千円

受取保証料 5,840 千円

支払利息 48,387 千円

(注) 関係会社からの出向負担金収入、立替経費の受取金は、営業費用の出向負担金、その他立替経費においてマイナス(△)表示しております。

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における自己株式の種類および株式数

普通株式

151 株

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	21,531 千円
未払事業税	1,888 千円
未払事業所税	376 千円
株式報酬費用	637 千円
繰越欠損金	148,333 千円
繰延税金資産小計	172,768 千円
評価性引当額	△172,768 千円
繰延税金資産合計	—

VI 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	プレミシャル ファイナンシャル サービス会社	所有 直接 100.0%	経営指導 出向契約 役員兼任 資金の貸付 債務被保証	経営指導料 (注) 1.	1,021,192	未収入金	102,193
				出向負担金の 受取 (注) 2.	1,697,142	未収入金	114,035
				経費等の立替 (注) 3.	48,595	立替金	2,008
				資金の借入 (注) 4.	4,700,000	関係会社 長期借入金	4,700,000
				利息の支払 (注) 4.	48,387	未払費用	489
				当社銀行借入 に対する 債務被保証 (注) 5.	2,100,000	—	—
子会社	PAS株式会社	所有 直接 100.0%	経営指導 役員兼任 資金の借入	経営指導料 (注) 1.	360	未収入金	32
				経費等の立替 (注) 3.	1,475	立替金	105
				資金の貸付 (注) 4.	50,000	関係会社長 期貸付金	50,000
				利息の受取 (注) 4.	218	未収利息	218

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	P L S 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	出資の履行 役員の兼任 資金の借入	増資の引受 (注) 6.	220,000	関係会社株 式	300,000
				経費等の立替 (注) 3.	507	立替金	—
				資金の貸付 (注) 4.	100,000	関係会社長 期貸付金	100,000
				利息の受取 (注) 4.	484	未収利息	484
子会社	プ レ ミ ア ム ス 株 式 有 限 会 社	所有 直接 67.0%	出資の履行 出向契約 役員の兼任	設立に伴う出 資 (注) 7.	13,400	関係会社株 式	13,400
				出向負担金の 受取 (注) 2.	45,296	未収入金	4,297
				経費等の立替 (注) 3.	755	立替金	—
子会社	PFS(Thailand) C o . , L t d .	所有 直接 48.0% 間接 1.0%	資金の借入	資金の貸付 (注) 4.	21,171	関係会社長 期貸付金	21,171
				利息の受取 (注) 4	172	未収利息	42
関連会 社	E a s t e r n C o m m e r c i a l L e a s i n g p . l . c	所有 間接 25.4%	債務保証	関連会社の銀 行借入に対す る債務保証 (注) 8	523,500	—	—
				上記債務保証 に対する保証 料の受取 (注) 8	5,840	前受収益	1,114

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 業務内容を勘案し当事者間の契約により決定しております。
2. 出向負担金は、契約に基づいて決定しております。
3. 経費等支払の一時的な立替をしております。
4. 貸付利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
5. 当社は、銀行借入に対してプレミアムファイナンシャルサービス株式会社より、債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
6. 子会社の行った第三者割当増資を引き受けています。
7. 子会社の設立に伴い、出資を引き受けています。
8. 関連会社の銀行借入に対して債務保証を行っており、年率1.5%の保証料を受領しております。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	338円75銭
(2) 1株当たりの当期純利益	167円15銭

当社は、2018年12月17日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たりの純資産額、1株当たりの当期純利益を算定しております。

Ⅷ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。